

駐在所等に勤務する警察官の家族に対する協力報償金の贈与に関する取扱要綱の制定について
(例規通達)

昭和56年12月25日
広警務第733号警察本部長

改正 昭和61年10月広警務第773号
平成元年10月広警務第773号
平成4年3月広警務第251号
平成5年3月広警務第190号
平成13年2月広警務第257号
令和3年3月18日

昭和62年10月広警務第659号
平成2年10月広警務第759号
平成4年12月広警務第1266号
平成6年9月広警務第740号
平成19年2月広警務第382号

各部長・参事官
各所属長

駐在所等に勤務する警察官の家族が、警察用務に協力していることに報いるため贈与している協力報償金は、「駐在所等に勤務する警察官の家族に対する協力報償金の贈与に関する取扱要綱」(昭和34年7月10日付け広務第1095号)の規定に基づき贈与しているところであるが、この度、この要綱を廃止して新たに別添のとおり、みだしの要綱を制定したので、部下職員に周知させ、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、制定の趣旨、解釈及び取扱上の留意点は次のとおりである。

記

1 制定の趣旨

駐在所並びにこれに準ずる交番及び臨時の交番(以下「駐在所等」という。)においては、正規の勤務時間以外の日常生活においても常に勤務に即応できる体制にあり、突発的に発生する事件・事故に対処するとともに、相談事の応接や地理教示等のために常態的な拘束を受け、公務の延長が私生活の領域にまで拡張されて家族ぐるみで治安維持の任務に従事している現状である。このため、これら駐在所等に勤務する警察官の家族は、身心共に非常な苦労を余儀なくされている状況にあるから、その協力援助の労に報いるために協力報償金を贈与することとした。

2 解釈

協力報償金は、原則として、駐在所等に居住して勤務する警察官と同居し、しかも他に就職する等の事実がなく、専らその警察官の職務に協力援助する配偶者に贈与するものとするが、配偶者がいない場合、配偶者があつても同居していない場合又は配偶者が他に就職していて警察官の職務に協力援助できない場合は、配偶者以外の者のうち実際に同居してその警察官の職務に専ら協力援助する者1人に対して協力報償金を贈与するものである。

なお、この要綱に警察官と同居する配偶者以外の者についての明確な資格基準を設けていないのは、協力援助する者は家庭の事情により種々の場合があるものと予想されるので、真に協力援助の事実のある者(職等を有している者を除く。)については、警察官との続柄等によらず、漏れなく協力報償金を贈与できることとする趣旨である。

3 取扱上の留意点

(1) 所得税法上の取扱いについて

この協力報償金は、贈与を受ける者の雑所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第1項に規定する雑所得をいう。)となる。

(2) 協力報償金の贈与について

駐在所等に勤務する警察官が、所属を異にして異動した場合に、異動後の所属において当該警察官が駐在所等に勤務しなくなつたときは、異動前の所属において協力報償金を贈与することになる。

別添

駐在所等に勤務する警察官の家族に対する協力報償金の贈与に関する取扱要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、協力報償金の贈与に関し必要な事項を定めるものとする。
(協力報償金の贈与)

第2条 協力報償金は、広島県警察の駐在所並びに交番及び臨時の交番（以下「駐在所等」という。）に居住して勤務する警察官と同居し、その警察官の職務に協力援助する配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は配偶者以外の者（職等を有している者を除く。以下「配偶者等」という。）のうち、いずれか1人に対して贈与するものとする。

（被贈与該当者の調査等）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、協力報償金の贈与を受けることができる者（以下「被贈与該当者」という。）を調査の上、別記様式の協力報償金被贈与該当者名簿（以下「名簿」という。）に登載しておくものとする。

2 署長は、被贈与該当者の要件に変更を生じたときは、速やかに調査の上、名簿を整理しておかなければならない。

（贈与の額等）

第4条 協力報償金は、月額7万3,000円とする。ただし、1月のうち被贈与該当者が被贈与該当者として協力援助した日数（以下「協力日数」という。）が当該月の日数の2分の1に満たないときは、当該月の協力報償金は贈与しない。

（協力日数の引継ぎ）

第5条 月の中途において駐在所等に勤務する警察官が所属を異にして異動した場合において、被贈与該当者が引き続き被贈与該当者としての要件に変更を生じないときは、当該月の異動前の所属における協力日数は異動後の所属における協力日数とみなす。

（支出の方法等）

第6条 協力報償金は、その月分を翌月の給与の支給日に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の5第2項に規定する口座振替の方法により贈与するものとする。ただし、その日に贈与することができない特別の事情がある場合は、その日後において贈与することができる。

（支払証明書）

第7条 署長は、毎年1月31日までにその前年に贈与した協力報償金について、支払証明書を作成し、配偶者等に交付しなければならない。ただし、配偶者等が年の中途において協力報償金の被贈与該当者の要件を欠いた場合は、当該要件を欠いた日の属する月の翌月の末日までに支払証明書を作成し、交付するものとする。

（関係書類の保管）

第8条 署長は、協力報償金に関する書類を一括して整理保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年12月25日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。
- 2 駐在所等に勤務する警察官の家族に対する協力報償金の贈与に関する取扱要綱（昭和34年7月10日付け広務第1095号。以下「旧要綱」という。）は、昭和56年12月24日限り廃止する。
- 3 この要綱施行の際現に旧要綱の規定に基づく報償金の被贈与該当者は、この要綱の規定に基づく協力報償金の被贈与該当者とみなす。
- 4 この要綱施行の際現に旧要綱の規定に基づいて贈与された報償金は、この要綱の規定に基づく協力報償金の内払とみなす。
- 5 公衆接遇費取扱要綱（昭和55年3月28日付け広外勤第171号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（昭和61年10月9日広警務第773号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の駐在所等に勤務する警察官の家族に対する協力報償金等の贈与に関する取扱要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、昭和61年4月1日以後に贈与事由が生じた協力報償金について適用する。
- 3 この要綱施行の際現に改正前の駐在所等に勤務する警察官の家族に対する協力報償金等の贈与に関する取扱要綱の規定に基づいて贈与された協力報償金は、新要綱の規定に基づく協力報償金の内払とみなす。

附 則（昭和62年10月1日広警務第659号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 改正後の駐在所等に勤務する警察官の家族に対する協力報償金等の贈与に関する取扱要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、昭和62年4月1日以降に贈与事由が生じた協力報償金について適用する。

3 この要綱施行の際現に改正前の駐在所等に勤務する警察官の家族に対する協力報償金等の贈与に関する取扱要綱の規定に基づいて贈与された協力報償金は、新要綱の規定に基づく協力報償金の内払とみなす。

附 則（平成元年10月3日広警務第773号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 改正後の駐在所等に勤務する警察官の家族に対する協力報償金等の贈与に関する取扱要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成元年4月1日以後に贈与事由が生じた協力報償金及び報償金について適用する。

3 この要綱の施行の際現に改正前の駐在所等に勤務する警察官の家族に対する協力報償金等の贈与に関する取扱要綱の規定に基づいて贈与された協力報償金又は報償金は、新要綱の規定に基づく協力報償金又は報償金の内払とみなす。

附 則（平成2年10月12日広警務第759号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 改正後の駐在所等に勤務する警察官の家族に対する協力報償金等の贈与に関する取扱要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成2年4月1日以後に贈与事由が生じた協力報償金について適用する。

3 この要綱の施行の際現に改正前の駐在所等に勤務する警察官の家族に対する協力報償金等の贈与に関する取扱要綱の規定に基づいて贈与された協力報償金は、新要綱の規定に基づく協力報償金の内払とみなす。

附 則（平成4年3月25日広警務第251号）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月25日広警務第1266号）

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日広警務第190号）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

別記様式

（第3条関係）

